

医療局の保育所の利用に関する規程を次のように定める。

平成20年3月28日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局の保育所の利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、県立病院等事業の円滑な運営に資する目的で医療局の常勤の職員（医師たる臨時又は非常勤の職員を含む。以下「職員」という。）の福利厚生及び子育て支援の充実を図るため、県立病院（以下「病院」という。）に設置する院内保育所（以下「保育所」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育所の名称及び位置)

第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
岩手県立胆沢病院院内保育所	奥州市水沢区字龍ヶ馬場61番地

(保育所の運営)

第3条 保育所の運営は、医療局長（以下「局長」という。）から当該運営の委託を受けた者が行うものとする。

- 2 保育所に保育所長（以下「所長」という。）を置き、病院長をもって充てる。
- 3 保育所の円滑な運営を図るため、病院に、保育所運営委員会を置く。

(保育料)

第4条 保育所の利用については、別表に掲げる額の保育料を徴収する。

(入所資格)

第5条 保育所に入所する資格を有する者は、職員が養育する小学校就学の始期に達するまでの乳幼児（職員が医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）第34条第6号の規定により特別休暇を取得して養育する乳幼児を除く。以下「乳幼児」という。）とする。

(入所の手続)

第6条 乳幼児の基本保育（7時30分から18時30分までの間に行う保育で1月を単位とするものをいう。）に係る入所を希望する職員は、原則として、当該入所を希望する日の30日前までに、所長に対し、当該入所について承認を求めなければならない。

- 2 乳幼児の一時保育（7時30分から20時30分までの間に行う保育で2時間を単位とするものをいう。）に係る入所を希望する職員は、あらかじめ、所長に対し、当該入所について承認を求めなければならない。

(保育予定等の届出)

第7条 前条第1項の承認を受けた職員は、医療局企業職員就業規則第24条の規定により勤務時間が割り振られたときは、当該割り振られた旨の通知がなされた日の属する月の25日までに、翌月の保育に係る予定について所長に届けなければならない。

- 2 職員は、前項の翌月の保育に係る予定について変更が生じたときは、速やかに、その旨を所長に届け出なければならない。

(延長保育等)

第8条 第6条第1項の承認を受けた職員で延長保育（基本保育を受けている乳幼児に対し、6時30分から7時30分まで又は18時30分から20時30分までの間に行う保育で1時間又は1月を単位とするものをいう。）を希望するものは、あらかじめ、その旨を所長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、第6条第1項又は第2項の承認を受けた職員で終夜保育（基本保育又は一時保育を受けている乳幼児に対し、18時30分から翌日の7時30分までの間に行う保育で1回を単位とするものをいう。）を希望するものについて準用する。
- 3 第6条第1項又は第2項の承認を受けた職員で病後児保育（基本保育又は一時保育を受けている乳幼児（局長が別に定める者に限る。）に対し、7時30分から18時30分までの間に行う保育で1回を単位とするものをいう。）を希望するものは、あらかじめ、当該入所について、所長の承認を得なければならない。

(退所の手続)

第9条 第6条第1項の承認を得た職員で乳幼児の退所を希望するものは、原則として、当該退所を希望する日の30日前までに、所長に対し、当該退所について承認を求めなければならない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、保育所の利用に関し必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

保育の区分		利用時間	単 位	保育料の額
基本 保育	乳幼児が3歳未満の場合	7時30分から18時30分まで	1月につき	円 36,000
	乳幼児が3歳以上の場合	7時30分から18時30分まで	1月につき	24,000
一時保育		7時30分から20時30分まで	2時間につき	600
延長保育		6時30分から7時30分まで又は18時30分から20時30分まで	1時間につき	300
			1月につき	2,400
終夜保育		18時30分から翌日の7時30分まで	1回につき	1,600
病後児保育		7時30分から18時30分まで	1回につき	1,600